

定 款

芝浦メカトロニクス株式会社

第1章 総 則

- (商 号)
- 第1条 当社は芝浦メカトロニクス株式会社と称し、英文では SHIBAURA MECHATRONICS CORPORATION と表示する。
- (目 的)
- 第2条 当社の事業の目的は次のとおりとする。
- (1)電気機械器具製造販売
 - (2)真空装置および真空ポンプの製造販売
 - (3)レーザ加工装置およびマイクロ波応用装置の製造販売
 - (4)半導体製造装置の製造販売
 - (5)液晶製造装置の製造販売
 - (6)成膜製造装置の製造販売
 - (7)産業用自動機械およびシステム機器の製造販売
 - (8)各種自動販売機の製造販売
 - (9)前各号以外の機械器具製造販売
 - (10)不動産の賃貸および管理
 - (11)前各号に関連する建設工事の請負
 - (12)前各号の附帯または関連事業
 - (13)前各号の事業をなすものに対する投資
- (本 店)
- 第3条 本店を神奈川県横浜市に置く。
- (機 関)
- 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
- (1)取締役会
 - (2)監査役
 - (3)監査役会
 - (4)会計監査人
- (公告方法)
- 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞にこれを掲載する。

第2章 株 式

- (発行可能株式総数)
- 第6条 当社の発行可能株式総数は1千万株とする。
- (単元株式数)
- 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。
- (単元未満株式についての権利)
- 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (3)次条に定める請求をする権利
- (単元未満株式の買増し)
- 第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
- (株主名簿管理人)
- 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 - 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿等に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。
- (株式取扱規則)
- 第11条 当社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の決議によって定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(開催の時期)

第12条 定時株主総会は毎年6月に開催する。ただし必要があるときは臨時株主総会を開催する。

(招集地)

第13条 株主総会は本店所在地もしくは東京都品川区またはそれらの隣接する地においてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第17条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当社の議決権を行使することができる株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当社の取締役は、16名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長および取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役社長が、取締役社長に欠員または事故あるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会の決議によって定める取締役会規則による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第426条第1項の規定により会社法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項に定める責任について、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。

(相談役、顧問)

第29条 取締役会の決議により、相談役、顧問を置くことができる。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会の決議によって定める監査役会規則による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第426条第1項の規定により会社法第423条第1項に定める監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項に定める責任について、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日からその翌年の3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から3年以内に受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

(2023年3月1日改正)